

ご 連 絡

令和2年3月5日

適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田英正 殿

〒700-0901 岡山市北区本町6番36号
第一セントラルビル2階
弁護士法人太陽綜合法律事務所
TEL 086-224-8338
FAX 086-224-7555
株式会社勝英自動車学校代理人
弁護士 藤原 健補
弁護士 石田 麻衣

冠省 当職らは、株式会社勝英自動車学校（以下「当社」といいます。）から委任を受けた代理人として、2019年7月19日付け貴法人からの「申入書」と題する書面（以下「本件申入書」といいます。）、及び2019年11月18日付け貴法人からの「消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」と題する書面（以下「本件請求書」といいます。）について、以下のとおり回答します。

本件申入書及び本件請求書において、貴法人は、当社グループが運営する倉敷マスカット自動車学校につき、同校入校契約の成立後に顧客が自己都合で解約した場合に、キャンセル料として一律 円（税抜き）の請求を行う契約条項（以下「キャンセル料条項」といいます。）が、消費者契約法第9条に反し、無効であると主張され、倉敷マスカット自動車学校に当該条項の削除を求めます。貴法人は、授業が開始されるまでは、倉敷マスカット自動車学校に現実的な損害が発生していないことを理由としますが、以下述べるとおり、当該キャンセル料条項は、実際に倉敷マスカット自動車学校に一定の損害が発生しているケースについて、キャンセル料を定めているものです。

1. 入校日以後の解約に限られること

まず、倉敷マスカット自動車学校の実際の運用としては、倉敷マスカット自動車学校が顧客に対して上記キャンセル料を請求するのは、契約成立後に解約したすべての場合ではなく、入校日以後に解約した場合に限られます。

2. 入校日において教習開始前に実施する業務があること

倉敷マスカット自動車学校における、顧客が入校の申込みを行ってから授業開始までに実施する倉敷マスカット自動車学校の業務と所要時間は、資料1のとおりです。すなわち、申込みから教習開始までに倉敷マスカット自動車学校が行う顧客1人当たりの業務時間は、 分から 分です。

これらの作業は、教習指導員資格を有している者が従事しておりますが、入校日に実施する運転適性検査は、運転適性検査指導員という、さらに別の資格を有した者が行う必要があります。また、教習履歴を記載する教習原簿は公文書であり、倉敷マスカット自動車学校は一度作成した教習原簿は、途中で退校することになったとしても、適切に作成し管理する義務を負います。このように、入校日に実施する業務は、いずれも自動車免許の取得に必要不可欠な重要な業務にあたります。

3. 教習開始前の業務を教習指導員が担当すること

倉敷マスカット自動車学校では顧客のニーズや特性に合ったコースを案内する等、教習におけるミスマッチを防ぎ、スムーズな運転免許の取得を支援することに力を入れております。その観点から、倉敷マスカット自動車学校においては、実際の教習指導ではない入校相談から入校式の実施まで、すべて有資格者である教習指導員が担当しています。

これら教習指導員の教習売上単価は、入校時期及び教習内容にもよりますが、1時間当たり 円～ 円（税抜き）です。

4. 小括

以上のとおり、入校日を経てのキャンセルにあたっては、倉敷マスカット自動車学校において一定の業務をすでに行っており、その業務に従事した従業員が、当該業務に宛てられた時間に、計上することができたであろう売上相当額が、損害として観念できます。

キャンセル料 円は、申込みから教習開始までに行う業務に要する時間を4時間とし、1時間当たりの最低単価である 円を乗じた数額と同額ですから、倉敷マスカット自動車学校の平均的な損害の額を超えるものではありません。

以上のとおり、倉敷マスカット自動車学校のキャンセル条項は、入校日以後の解約によって倉敷マスカット自動車学校に生ずべき平均的な損害の額を超えるものにはあたらないため、消費契約法9条に違反しません。

したがって、貴法人の主張には理由がなく、キャンセル条項の削除には応じかねます。

草々